

## 内閣府本府政策評価基本計画（第 8 次）

令和 7 年 3 月 28 日  
内閣総理大臣決定

平成 13 年 1 月の中央省庁等改革により導入された政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものである。

内閣府本府においても、制度の趣旨を踏まえ、次のことを目的として、政策評価を実施してきたところであり、引き続きこれを積極的に推進する必要がある。

- ① 国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底する。
- ② 国民本位の効率的で質の高い行政を実現する。
- ③ 国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図る。

本基本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 6 条の規定に基づき、政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、内閣府本府が実施する政策評価の実施に関する方針、実施体制等について定めるものである。

## 1. 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とする。

## 2. 政策評価の実施に関する方針

## (1) 基本的な考え方

内閣府本府は、政策評価の結果等の情報を積極的に公表することを通じて、内閣府本府の政策の具体的内容、目標、成果等を明らかにすることにより、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底する。

また、政策評価を「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「反映 (Action)」を要素とする政策のマネジメント・サイクル (PDCA) の中に組み込み、このサイクルを有効に機能させることにより、国民本位の効率的で質の高い行政を実現する。

社会経済の急速な変化に伴って、内閣府が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。こうした課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効であると考えられる。

このため、今後は、政策の実施状況や効果を適切に把握する機能を強化するため に、

有効性の観点からの評価を一層重視し、政府の取組も踏まえながら、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組む。

さらに、政策評価の実施を通じて、政策の目標と手段の関係、政策の成果を意識することが習慣化するなど、職員の意識改革が進むことにより、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図る。

政策評価の実施に当たっては、証拠に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）、行政事業レビュー等の他の評価スキームと適切な役割分担の下に、緊密に連携・補完する。

## (2) 政策評価の方式

内閣府本府の政策評価においては、政策の特性等に応じて、基本方針に定める事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式その他政策の特性に応じた評価方式を用いる。

## 3. 政策評価の観点に関する事項

内閣府本府の政策評価は、評価の対象とする政策の特性に応じて、次の観点を適切に選択し、総合的に行う。その際、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能をより発揮するよう、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組む。

### ① 必要性

政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかを明らかにする。

### ② 効率性

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする。

### ③ 有効性

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにする。

### ④ 公平性

行政目的に照らして、政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、又は分配されるものとなっているかを明らかにする。

### ⑤ 優先性

他の観点を踏まえて、当該政策が他の政策よりも優先すべきかを明らかにする。

## 4. 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて、適用可能で、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な

手法を用いる。

EBPM を推進する観点から、定量的に把握する手法の開発を進め、できる限り具体的な指標・数値による定量的に把握する手法を用いるよう努める。その際、政策目的の実現に資する情報を得るといった目的を果たせるよう、指標の設定・測定が目的化しないように留意するものとする。また、当該政策の推進にとって定性的に把握する手法が合理的であると考えられる場合には、これによる代用や併用についても検討する。

なお、簡易なものであっても、その有用性が認められているものであれば当該手法を適用し、効果把握・分析の過程を通じ知見を蓄積していくことにより当該効果把握・分析の質の向上を図っていく等の取組を進めていく。

加えて、政策の実施により提供されたサービスの量等を測るアウトプット指標だけでなく、できる限り、政策の実施により国民生活や社会経済に及ぼす影響等を測るアウトカム指標を設定するよう努める。

## 5. 事前評価の実施に関する事項

### (1) 趣旨

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で、有用な情報を提供する見地から行う。

### (2) 規制に係る事前評価

規制に係る政策については、次により事前評価を実施する。

#### ① 評価の方式

事業評価方式を基本とする。

#### ② 評価の対象

評価法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「施行令」という。）第3条第6号の規定により、事前評価の実施が義務付けられた規制に係る政策を対象とする。

#### ③ 評価の実施時期

原則として、規制の新設又は改廃が法律による場合には、遅くとも法律案の閣議決定までに、政令による場合には、遅くともパブリックコメントまで（パブリックコメントの適用除外のものについては閣議決定まで）に評価を実施する。

#### ④ その他

評価法及び基本方針で定めるところによるほか、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて実施する。

### (3) 租税特別措置等に係る事前評価

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策については、次により事前評価を実施する。

① 評価の方式

事業評価方式を基本とする。

② 評価の対象

評価法第9条並びに施行令第3条第7号及び第8号の規定により、事前評価の実施が義務付けられた租税特別措置等に係る政策を対象とする。

③ 評価の実施時期

租税特別措置等の新設、拡充又は延長に係る税制改正要望を行うまでに評価を実施する。

④ その他

評価法及び基本方針で定めるところによるほか、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて実施する。

(4) 実施の要領

事前評価の対象となる具体的な政策については、大臣官房政策評価広報課（以下「政策評価広報課」という。）が、各部局総務課等、個別の政策を所管する課等（以下「担当課等」という。）及び大臣官房関係課（政策評価広報課を除く。以下同じ。）と協議の上、決定する。担当課等は、10. で定める実施体制の下、評価を行う。

6. 事後評価の実施に関する事項

(1) 趣旨

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行う。

(2) 政策体系に基づく政策に係る事後評価

内閣府本府の主要な政策については、次により事後評価を実施する。

① 評価の方式

評価の対象期間を5年間等の複数年度とする実績評価方式を基本とする。なお、政策の特性に応じて、行政事業レビュー、大綱のフォローアップ等の既存の評価関連作業において作成した資料を評価書として代替又は活用することも可能とする。

② 評価の対象

別紙の政策体系に掲げる政策を対象とし、施策を単位として評価を行う。

③ ロジックモデルの活用

対象となる施策のうち可能なものについては、事前分析表の作成の前に、内閣府

本府における EBPM の取組により、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮説を示すロジックモデルを作成し、課題把握・目標設定、施策と事務事業との対応、効果の測定手法等を整理する。

その際、内閣府の所掌する施策が、他の行政機関の政策と関連する場合は、他の行政機関の政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努める。

#### ④ 事前分析表の作成

事後評価の実施に当たっては、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえ、評価の対象となる施策ごとに、評価の対象期間の初年度第 2 四半期に事前分析表を作成する。

事前分析表には、上記③のロジックモデルによる整理等を踏まえ、次により目標及び指標を設定する。

##### ア. 施策目標

対象となる施策について、達成すべき目標を設定する。

##### イ. 中目標

施策を構成する事務事業が多数に上り、施策目標が抽象的な設定となる場合には、施策目標を細分化した中目標を複数設定する。この場合に、中目標は、施策目標との因果関係が明確なもの、内閣の基本的な方針に合致するもの等に重点化して設定する。

##### ウ. 測定指標

施策目標又は中目標（以下「施策目標等」という。）について、達成度合いを測定する指標を一又は複数設定する。測定指標は、施策目標等への説明力が高いもの等に重点化して設定する。また、測定指標は、検証性を高めるよう努める。

##### エ. 参考指標

測定指標だけでは施策の進捗を十分に説明・把握できない場合には、測定指標には該当しないものの、施策目標（インパクト）、中目標（アウトカム）の達成状況を把握するために必要となる指標について、参考指標として設定する。

事前分析表は、評価の対象期間中、毎年度、測定指標及び参考指標の実績値をモニタリングして更新する。また、各施策に係る事前分析表の施策目標等並びに測定指標の基準値、実績値及び目標値について、一覧性のある資料を取りまとめ、公表する。

#### ⑤ 評価の実施時期

評価の対象期間の最終年度の翌年度に、最終年度までの実績を対象に評価を実施する。政府が閣議決定する大綱等に係る施策については、大綱等の見直しに係る検証・評価との連携を図るため、最終年度及び最終年度の翌年度に、それぞれの前年度までの実績を対象に評価を実施する。

政策体系に掲げる全ての施策の評価の対象期間は、各施策の特性、見直しの時期等を踏まえ、各年度に評価を実施する施策の数が平準化するよう、年度を分散して

設定する。

なお、大規模な自然災害等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、担当課等において評価を実施することが困難となった場合には、評価の実施時期を延期する等の措置を柔軟に講ずる。

#### ⑥ 行政事業レビューとの連携・補完

上記③のロジックモデルの作成等を通じて、事後評価の対象となる施策と行政事業レビューの対象となる事務事業との対応関係を整理する。その上で、事後評価を実施する施策を構成する事務事業が、各年度の行政事業レビューにおいて、外部有識者による点検事業及び公開プロセスを実施する事業として選定されるよう調整する。

この場合に、政策評価の結果等を記載した評価書（以下「評価書」という。）及び行政事業レビューシートの作成に当たり、情報の相互活用を推進するなど、内閣府本府内の作業プロセスの連携を推進する。

### (3) 規制に係る事後評価

規制に係る政策については、次により事後評価を実施する。

#### ① 評価の方式

事業評価方式を基本とする。

#### ② 評価の対象

事前評価を実施した規制に係る政策を対象とする。ただし、法令等に見直し条項（一定期間経過後に当該規制の見直しを行う旨の条項をいう。）がある規制に係る政策については、既存の規制の見直しに際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

#### ③ 評価の実施時期

原則として、規制が新設又は改廃されてから5年を経過した時点で評価を実施する。

#### ④ その他

評価法及び基本方針で定めるところによるほか、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」を踏まえて実施する。

### (4) 租税特別措置等に係る事後評価

租税特別措置等に係る政策については、次により事後評価を実施する。

#### ① 評価の方式

事業評価方式を基本とする。

#### ② 評価の対象

事前評価を実施した租税特別措置等に係る政策を対象とする。ただし、5年以内の期限の定めがある租税特別措置等に係る政策については、既存の租税特別措置等

の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

### ③ 評価の実施時期

原則として、租税特別措置等が新設、拡充又は延長されてから5年を経過した時点で評価を実施する。

### ④ その他

評価法及び基本方針で定めるところによるほか、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」を踏まえて実施する。

## (5) 実施計画

事後評価の対象となる政策、評価の方法等について、政策評価広報課は、毎年度、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を策定し、公表する。担当課等は、10. で定める実施体制の下、評価を行う。

## 7. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

内閣府本府の政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、大臣官房政策立案総括審議官は、学識経験を有する者から成る懇談会を開催し、次の事項について意見を聴取する。

① 実施計画の策定に関すること。

② 評価書及びその要旨（以下「評価書等」という。）並びに実績評価方式に係る事前分析表の内容に関すること。

③ その他政策評価の方法の改善に関すること。

## 8. 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項

### (1) 基本的考え方

政策の所管部局等及び大臣官房関係課の長は、政策評価を行う政策の担当職員が当該政策を更に推進するために行う前向きな軌道修正や創意工夫等を積極的に支援し、政策評価の質の向上に努めるとともに、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、税制改正要望、法令等による制度の新設又は改廃、内閣府本府の重点施策、各種中長期計画の策定等をいう。以下同じ。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させるものとする。その際、政策評価の結果と行政事業レビュー等の他の評価スキームの結果を相互活用するよう努める。

### (2) 具体的な手順

具体的には、次の手順により、政策評価の結果の政策への反映、活用を図る。

① 各部局総務課等及び担当課等は、政策の企画立案作業に政策評価の結果を適切に

反映する。

- ② 大臣官房関係課は、予算要求、税制改正要望等の審査や行政事業レビュー等に際し、政策評価の結果を重要な情報として活用する。
- ③ 各部局総務課等は、当該結果の政策への反映・活用状況を政策評価広報課に報告する。
- ④ 政策評価広報課は、報告を受け、当該反映・活用状況を取りまとめ、公表する。

## 9. 政策評価に関する情報の公表に関する事項

### (1) 基本計画等に関する情報の公表

基本計画及び実施計画並びに評価書等及び政策評価の結果の政策への反映・活用状況に関する公表は、インターネットの内閣府本府ホームページへの掲載等国民が容易に内容を把握できる手段により行う。この場合に、評価書等においては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とするよう、可能な限り具体的かつ明確に記載するとともに、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにする。

### (2) 学識経験を有する者から成る懇談会に関する情報の公表

学識経験を有する者から成る懇談会の会議は、原則として公開し、一般傍聴も可能とする。会議の議事要旨、議事録及び資料は、インターネットの内閣府本府ホームページへの掲載等により公表する。

## 10. 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価は、大臣官房政策立案総括審議官の下、政策評価広報課、各部局総務課等、担当課等及び大臣官房関係課が相互に連携を図りながら、適切な役割分担により行う。

- ① 大臣官房政策立案総括審議官は、内閣府本府における政策評価を総括整理する。
- ② 政策評価広報課は、政策評価に関する基本的事項の企画及び立案、評価書等の案の審査及び取りまとめを行う。
- ③ 各部局総務課等は、部局内における政策評価の取りまとめ、評価書等の案の審査を行うほか、部局内の政策評価を総括する。
- ④ 担当課等は、所管する政策に関して政策評価を実施し、評価書等の案を作成する。
- ⑤ 大臣官房関係課は、必要に応じて政策評価広報課と相互に連携・協力する。

## 11. その他政策評価の実施に関し必要な事項

### (1) 政策評価の方法の改善

内閣府本府の所掌事務については、未だ政策評価の方法が十分に確立していない分野があることから、今後、政策評価広報課を中心に、その調査研究を進める。

### (2) 国民からの意見・要望の窓口

政策評価に関する国民からの意見・要望については、政策評価広報課を窓口として、文書やインターネットの内閣府本府ホームページ等により受け付ける。

### (3) 本基本計画の改定

本基本計画は、計画期間内であっても、法令又は基本方針の見直し、政策評価の方法に関する調査研究の進展、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて改定する。特に、評価法第7条第2項、第9条等の規定により、事前評価又は事後評価の実施が義務付けられた研究開発、公共事業又は政府開発援助に係る政策を内閣府本府が実施することとなった場合には、5. 又は6. において、必要な改定をする。

## 12. 経過措置

内閣府本府政策評価基本計画（第7次）（令和2年5月14日内閣総理大臣決定）の6. 事後評価の実施に関する事項の（2）政策体系に基づく政策に係る事後評価の対象となる政策の事後評価については、従前の例により評価を実施したものを除き、本基本計画に基づき事後評価を実施する。

### 附 則

この決定は、令和7年4月1日から施行する。